

期日前投票所の開設時間の延長について

1 趣旨

投票しやすい環境を整えるため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の一部改正（平成28年法律第24号による改正）により、期日前投票において開始時間の2時間以内の繰上げ及び終了時間の2時間以内の繰下げをする投票時間の弾力的な設定が可能となったことから、平成28年7月に予定される第24回参議院議員通常選挙において、試行的に期日前投票所の開設時間を延長します。

2 目的

過去に実施された選挙において、投票期日前3日間の市役所本庁舎での期日前投票は、投票終了時刻である午後8時近くになっても、選挙人が多く投票に訪れていることから、開設時間を延長することによって、勤労者や学生などの投票機会を拡大し、投票率の向上を目指します。

3 開設時間延長の概要

(1) 開設時間を延長する期日前投票所

呉市役所（本庁舎1階）

(2) 延長の期間及び時間

投票日前の木曜日から土曜日までにおいて現行の午前8時30分から午後8時までの開設時間を午後10時まで2時間延長します。

4 開設延長に伴う経費

開設時間の延長に伴い、対応する職員の人件費などが増加することにより、約30万円の経費の増加が見込まれます（当初予算内で対応）。

5 市民に対する周知

市政だよりへの掲載や新聞折込みによる選挙啓発リーフレットの各世帯への配布のほか、お知らせはがきに期日前投票所の時間延長の説明を加えるなどの方法により市民への周知に努めます。

6 以後の選挙における時間延長

利用状況を検証し、以後の選挙での期日前投票時間の延長について検討するものとします。

平成27年4月26日執行 呉市議会議員一般選挙

時間別投票状況（期日前投票所）呉市役所本庁

月日	8:30 ~17:00	17:00 ~18:00	18:00 ~19:00	19:00 ~20:00	合計
4/20	415	46	56	45	562
4/21	927	89	95	76	1,187
4/22	1,132	142	139	84	1,497
4/23	1,244	178	170	106	1,698
4/24	1,427	210	186	159	1,982
4/25	2,081	278	260	185	2,804
計	7,226	943	906	655	9,730

